

# 消費税法改正にともなう電気料金のご請求金額変更について

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等による、消費税法および地方税法の一部改正にともない、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられます。
- これにともない、電気料金のご請求金額につきましても、平成 26 年 5 月分\*から消費税法改正を反映させていただきます。

※詳しい電気料金の変更時期につきましては、裏面をご覧ください。

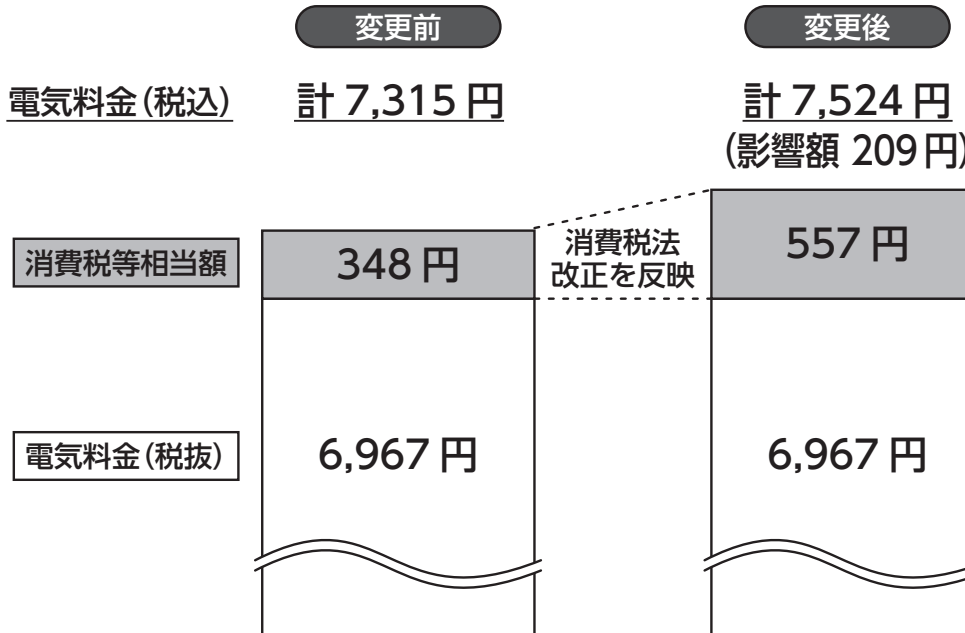
## 1. 電気料金の変更内容について

### 消費税等相当額以外の料金の変更はありません

電気料金には、消費税等相当額が含まれています。そのため、消費税法改正を反映した料金に変更させていただきます。

#### 電気料金の変更イメージ

ご家庭のお客さま【ご契約：従量電灯 B・30A、ご使用量：290kWh】の場合（1か月あたり）



※口座振替割引額を含みます。

※燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金・太陽光発電促進付加金を含めておりませんので、実際のご請求金額および影響額とは異なります。

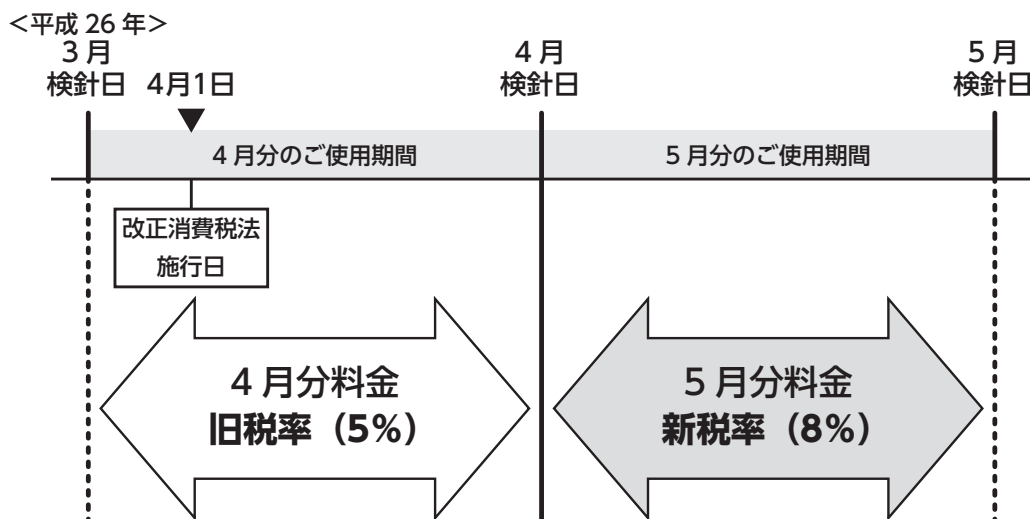
## 2. 電気料金の変更時期について

### 平成 26 年 5 月分から変更させていただきます

平成 26 年 3 月 31 日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、原則として平成 26 年 5 月分\*の電気料金から変更させていただきます。

\* 5 月分の電気料金の算定期間は、4 月の検針日から 5 月の検針日前日までとなります。

#### 変更時期のイメージ



平成 26 年 4 月 1 日を境とした日割計算は行いません。

\* 検針日は、お客さまがお住まいの地域によって異なりますので、毎月お届けしている「電気ご使用量のお知らせ (検針票)」にて、次回の検針予定日をお知らせしております。

#### <参考> 消費税法上の経過措置について

平成 26 年 3 月 31 日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までに検針等により確定する料金につきましては、旧税率 (5%) が適用されます。

ご使用期間の開始日が毎月 1 日のお客さま、お引越しや新築などにより平成 26 年 4 月 1 日以降新たに電気のご契約をされたお客さまは、平成 26 年 4 月分からの変更となります。

消費税法改正を反映した料金表等は、弊社ホームページからご覧になれます。

東京電力 料金単価表

検索

<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/data/chargelist/chargelist01-j.html>

本内容に関する問い合わせ先

【電気料金お問い合わせダイヤル】

**0120-993-052** (通話料無料)

[受付時間：午前 9 時～午後 5 時 月～土 (休祝日を除く)]

※ 番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。